

## はじめに

### 1. 問題の所在

北アフリカの小国チュニジアは、1956年の独立以来、穏健な世俗主義共和国として、政治的安定と経済的自由を両輪に発展を遂げてきた。それは社会の近代化と経済発展を第一とするハビブ・ブルギバ（Habib Bourguiba）初代大統領（1956年－87年）と、社会平和の実現と経済の安定を何よりも第一にするとするジン・エル・アビディン・ベン・アリ（Zine el-Abidin BenAli）第二代大統領（1987年－現在）の信念が、市民の成功への期待や豊かさへの憧れとあいまって実を結び、花開いた結果だともいえる。

貧困率はアフリカでは異例の4%以下であり、期待寿命、就学率などは東欧諸国と比べても遜色ない。また、政府は産児制限政策を行い、人口増加率を抑え、2000年から05年までの出生率は一人当たり平均2.01人である。これは同地域において最も低い数値である<sup>1</sup>。また、国民議会に占める女性の割合は、11.5%で、国会議員10人に一人が女性である。これは中東・北アフリカ地域において最も高い比率であり、日本の比率よりも高い。包括的平和指数<sup>2</sup>では、アフリカ地域では第1位、世界では121カ国中39位に位置する。

1990年から右肩上がりの経済成長率（年平均4%）を記録し、2000年から現在まで平均5.5%を記録している。GDP一人当たりでは3,200ドル（2007年：購買力平価7,130ドル）、人間開発指数（HDI）は0.760で、177カ国中86位である。これは湾岸産油国の高所得国を除くと、中東・北アフリカ地域でレバノンに次いで第2位である<sup>3</sup>。海外からの投資は順調に増え続け、2008年1月よりEU（欧州連合）との間で自由貿易協定（FTA）が発効し、活発な取引が行われている。国父ブルギバ大統領（2000年4月死去）の名を冠したチュニジアの目抜き通り、ブルギバ通りには、約400メートルにわたってオープン・カフェ、外資系ホテル、銀行、映画館、ショッピング・センターなどが立ち並び、車体全体に広告がペイントされたモダンなデザインの路面電車が時折人々の流れをさえぎっている。真新しいプジョーやルノーなどフランス車が行き交う通りか

---

<sup>1</sup> UNDP, Human Development Report 2006.

<sup>2</sup> GPI（Global Peace Index）は、人命にかかわる指数〔殺人犯罪率からテロ発生率まで〕や大量殺害兵器保持数、対外戦争数、政治的自由度、GDPに占める教育費の割合等を考慮して包括的平和指数として近年平和研究に用いられている。<http://www.visionofhumanity.com/rankings/> [2008/04/18]

<sup>3</sup><http://web.worldbank.org> the World Development Indicators (WDI) database—Tunisia 2009.

ら少し入れば、前面ガラス張りの近代的なビルが林立するビジネス街と、フランス保護領時代の重厚な建造物に居を構える公官庁街が共存している。チュニス港を背にして左手に中央と地方を結ぶチュニス中央駅、ブルギバ通りを奥まで進めば、メディナと呼ばれる城壁に囲まれた旧市街、チュニス・グランド・モスク、中央市場、商店街、白壁の住宅地と広がっていく。

この北アフリカの宝石と称される首都チュニスから郊外、そして地方に目を移すと、郊外には、ローマ時代のカルタゴ遺跡や、白壁と青い窓枠で統一された美しい町シディブ・サイド、中央部にはイスラムの古都ケロアン、中南東部にはローマ時代の水道橋、コロッセオのある中世都市がある。地中海沿岸部から南のサハラまで、観光立国らしく欧米資本の入ったリゾート地が整備されている。冬でも温暖な地中海性気候の土地は、欧州からの観光客を呼び、サハラ砂漠まで人を運ぶ。病院、ATM 完備の銀行、郵便局等の基礎的社会インフラは、地方の末端まで整備され、市民は全土にわたって近代的な生活を享受している。

では、チュニジアの政治に目を移してみよう。欧米の調査機関による政治状況と民主化の度合いについて同国への評価はどうか。例えば、フリーダム・ハウスの判定（1～7を測定値とする：最高1～最低7）では、政治的権利、市民の自由ともに最低から次の6であり、チュニジアの判定は「不自由」である<sup>4</sup>。2005年「国境なき記者団」のチュニジアの報道の自由度の評価は、世界で147位であり、中東・北アフリカ諸国において最下位であるイラン（164位）、リビア（162位）、イラク（157位）、サウジアラビア（154位）に次ぐ低さである<sup>5</sup>。アムネスティ・インターナショナルは、1994年に、次のように批判している。「人権尊重に最大の注意を払っているというチュニジア当局の公式見解と、最低限に保障されなければならない基本的人権でさえも日々ないがしろにされている現実の間には、ただならぬ溝がある<sup>6</sup>」。2007年報告でも、その評

---

<sup>4</sup> フリーダム・ハウス (<http://www.freedomhouse.org>) は、民主主義の進展を分析・認定している民間非営利団体・研究機関の一つ。影響力は計り知れず、比較政治、国際政治などの学術分野のみならず、国際機関においても援助支援の一基準などとして利用されている。フリーダム・ハウスによる民主主義の測定は、二つの側面から行われている。一つは政治的権利(Political Rights)である。市民は野党を形成し、選挙という選択によってその意見を表明することができるか、そして政府を担うことができるか、ということが主要要件である。もう一つは市民の自由(Civil Liberties)である。言論の自由や信教の自由など個人の諸自由が認められているかどうか、等が主要要件である。この二側面を1～7を測定値(最高1～最低7)として平均値を出し、2.5以下の場合を「自由(Free)」、3.0以上5.0未満を「部分的自由(Partly Free)」、5.5以上を「不自由(Not Free)」と認定している。

<sup>5</sup> Reportes sans frontières, *Classement mondial de la liberté de la Presse 2005*. ちなみに首位は、デンマーク、フィンランド、ノルウェーなど北欧諸国が占め、日本は37位、アメリカは44位(イラクの駐留アメリカ軍は137位)、ロシアは138位である。最下位国は、ミャンマー(163位)、イラン(164位)、トルクメニスタン(165位)、エリトリア(166位)、北朝鮮(167位)である。

<sup>6</sup> Amnesty International, *Tunisie, du discours à la réalité*, Amnesty International publications, 1994, pp.9-26. Cf.,Amnesty International, *Tunisie - Le cycle de l'injustice*; Amnesty

価はほとんど変わっていない。「政治アリーナでは対立候補もいるが支持を集めることができていない。メディアはほとんど口を閉ざしたままである。一部の人権団体の活動が許されているが、チュニジアの人権状況は、ほとんど改善していない<sup>7</sup>」。

こうしたチュニジアへの厳しい評価は、現代の欧米諸国の経験を基本にして構想された民主制をほぼ唯一の正統な政治制度とみなして判断されている。だが、ブルギバ大統領が31年もの長きにわたってチュニジアを安定的に統治した事実や、ベン・アリ大統領が1989年の第一回大統領選挙から、これまで4回の選挙を99.20%、99.91%、99.44%、94.4%と圧倒的支持で再選されていることをどのように評価したらいいのだろうか。大統領だけではない。チュニジア市民の政権への支持の相関関係は強固なものであるように観察できる。至近の2004年の国民議会選挙では、ベン・アリ大統領率いる与党立憲民主連合(RCD)が189議席中152議席を確保し、議会第一党として不動の位置をゆるぎないものになっている。地方選挙でも4,366議席のうち94%をRCDが獲得した。野党全体では262議席を獲得したのみだった。2002年には国民議会は大統領の再選(三期15年まで)についての制限(39条)を国民投票後解除し、さらに70歳から75歳まで立候補可能にした。これによりベン・アリは、2009年に立候補できるようになった。この時の投票では、99.52%が改正を支持した。それは有効投票者の95%が参加したことになる<sup>8</sup>。

従来の権威主義体制の定義でいけば、「現在の抑圧と独裁を実行する一方で、目前の実質的な成果—典型的には社会平和と経済発展—に注意を向けるように試みながら、将来における民主主義と自由を約束する体制である。したがって、彼らは自らを場つなぎの勢力としてしか正当化できない体制<sup>9</sup>」である。だが、チュニジアでは少なくとも上に述べたように市民は政治に支持を表明し無関心ではない。また、現与党勢力は、再選を繰り返しており、「場つなぎの勢力」ではない。では、市民は強制されて支持を表明しているのだろうか。あるいは市民は盲目なのだろうか。

欧米社会の考える民主主義とは個人の自由・平等を重視し、内面的精神の自由として信教や学問の自由と外面的精神の自由として表現や結社の自由、ならびに経済活動の自由を保障する政治経済システムである。そこでは性別に関わらず、一定年齢を達した者に参政権が認められ、理性的対話を要請しながら多数決を原則として意思決定がなされる。チュニジアでは男女平等に参政権・被参政権が認められている。信教の自由、学問の自由もある。では、チュニジアには理性的対話がないのだろうか。豊かで自由に見える社会は作られた「虚構」なのだろうか。

チュニジアは、地理的に中東・北アフリカにあってイスラム教の影響を受けた国である。さら

---

International publications, 2003.

<sup>7</sup> <http://hrw.org/englishwr2k7/docs/2007/01/11/tunisi14723.htm> [2007/03/03]

<sup>8</sup> Guilain Denoëux, *La Tunisie de Ben Ali et ses paradoxes*, *Monde arabe Maghreb-Machrek*, No.166, Oct.-Déc. 1999, pp.33-40.

<sup>9</sup> O'Donnell and Schmitter 1986, *op.cit.*, p.15. 邦訳、52-53頁。

に、フランスの植民地化を経験している。チュニジアは、欧米中心の経験値から引き出された「民主化理論」が直ちに適用できる地理的・歴史的条件が整っているといえるのだろうか。

筆者の観察するところ、欧米の NGO や政府機関の判断は、理論を適用しただけで現実を見ていないように思われる。したがって、これらの欧米の NGO の政治状況・民主化に対する評価と、筆者が地域研究者としてチュニジアの政治を観察してきたうえでの判断とは異なる。

少なくともチュニジアが歩んできた道のりは、隣国の 1992 年から 2000 年にイスラム原理主義勢力との内戦に陥ったアルジェリアや、反米・反帝国主義を掲げて闘争を続けてきたリビアと比較すると、その安定性や民主性は際立っている。北アフリカに位置する小国において、安定した経済システムを構築し、社会平和を実現している現体制の評価はそれほど簡単ではないはずである。

## 2. 本論文の目的

この研究は、チュニジア政治に関する地域研究である。現在のチュニジア政治を歴史的観点、比較政治学的観点、マクロ経済学的観点、国際政治学的観点から分析し、できるだけ確に「現実のチュニジア政治」を立体的に浮かび上がらせようとする学問的試みである。実態把握を伴わないまま、無闇に良い、悪いと評価を下してしまうことは、地域研究のみならず、社会科学として問題がある上に、チュニジアの理解をますます困難なものにしかねない。さらにいえば、権威主義体制とひとくくりされるチュニジア政治の現実に対して、欧米だけの経験とそこから導出された理論や分析視角からチュニジアを研究すれば、実態を大きく見誤ることとなる。

そこで、「権威主義体制」と「民主主義体制」という枠組みではなく、従来の民主化論とは別立ての「権威主義体制を近代化する」という視角を提示したい。その視角によって、これまでの分析視角では捉えることができなかった権威主義体制の現実を明らかにしたい。すなわちチュニジアは、権威主義体制を「近代化」して、制度の硬直化を回避し、虚構としての民主主義を装っているのである。だが、体制が民主主義を装っているだけではない。世俗的共和国の枠組みと経済の自由化によって成長した都市中間層は、民主化を求めるのではなく、むしろ逆にこの政権の主張する価値を内在化し、積極的に体制を支持する傾向を強く持つのである。確実な経済成長と、主要アクターへの富の配分が、権威主義体制を持続することに寄与している。石油・天然ガスが経済・社会形成に重要な役割を担い、その配分を支配者だけが独占することなく各階層にできるだけ“公平に”分配することにより、安定的な政治・経済の運営が可能となっている。このことが体制持続メカニズムの要因である。

これまで比較政治学では、「権威主義体制」から「民主主義体制」への移行が主要なテーマとなつて様々な議論がたたかわされてきた。民主化に作用する中心軸はアクターなのか、経済などの構造なのか、制度なのか、そして最後は“偶然”なのか、そしてそれらの複合的な作用なのか、様々な議論が重ねられ、そして理論構築が進められてきた。

「権威主義体制」から「民主主義体制」へと移行する体制変動のメカニズムを抽出した民主化移行論の要諦を略述すれば、次のようになる。まず、政治に携わるアクターの信念と行動に焦点が当てられ、国家統一という基礎的条件のもと、「準備局面」、「決定局面」、「定着局面」を経て移行する<sup>10</sup>。それによると、政治的共同体の境界が確定した上で、政治闘争の継続に伴い社会勢力の分極化が生じ、エリートとフォロワーが形成される。これが「準備局面」である。次に各勢力間でエリート同士が民主的手続きの導入を合意する。これが「決定局面」である。そして次の最終段階で、エリート間の次善の解決策が回数を重ねて制度化されていく。これが「定着局面」である。この時、重要視されたのは、政治エリートが地位を確保したいという合理的で、近視眼的な利害関係から「協定」を結び、それが予期せぬ出来事を次々に生んで事態が進展するパターンであった。つまり、政治的自由化という寛容が、最終的に権威主義的支配者が予測していた期待を裏切り、次々とルール変更を余儀なくされ、統制のコントロールを失っていくというものである<sup>11</sup>。

だが、チュニジアでは、ベン・アリ大統領が市民社会と結んだ「協定」は、予期せぬ事態を招くどころか、体制をますます強固なものにしている。ベン・アリ大統領は自ら複数政党制を導入し、定期的に選挙を実施している。インターネットなど言論も多元化し、非政府系新聞では、辛らつな批判はみられないものの、様々な提言がなされている。全員ではないが、一部人権活動家も活動が認められている。だが、ダールがいうような「暴力と強制で体制を維持すれば、膨大な制約、費用、非効率性の問題に直面せざるを得なくなる」とする抑圧体制の脆弱性はチュニジアにはみられない<sup>12</sup>。

結局、チュニジアを、権威主義体制から民主主義体制へという二元論や、欧米の経験を基礎とした社会科学でのみ議論することは、現実と乖離することになるだけである。

ブルギバは、チュニジアを70年にわたるフランス保護領体制からアラブ初の世俗的共和制という新しい政治体制に改変することに成功した。「人は生まれながらにして自由で平等である」とい

---

<sup>10</sup> Dankwart A. Rustow, *Transition to Democracy*, *Comparative Politics*, Vol.2, No.2, 1970, pp. 337-363.

<sup>11</sup> Guillermo O'Donnell, Phillippe C. Schmitter and Laurence Whitehead, eds., *Transition from Authoritarian Rule: Prospects for Democracy*, Baltimore, Johns Hopkins University Press, 1986. O'Donnell, Schmitter and Whitehead 1986.

<sup>12</sup> Darl 1971, *op.cit.*, pp.78-79.

う人間観を基礎に、個人としてどれだけ正しい理性的な判断ができる人間を造り出すことができるか。ブルギバは、国民をイスラム教という精神世界に浸ることなく、働くことによって豊かな世界が実現すると信じた。「権威主義体制を近代化する」行程として、女性のヴェール着用を禁止して、ラマダンを自らやめるなど、これまでタブー視された宗教儀式や習慣・慣習を廃止した。宗教と政治を分離して、それに代わる統治原理として、国家・社会の「近代化」と経済的豊かさを提唱した。その礎の上にブルギバは、さらなる成長の推進を目標として、労働組合を諸々の経済アクターとして動員した。吸い上げられる余剰を工業分野に傾斜的に配分して工業の底上げを図り、工業ブルジョワジーの強化を目指した。

「共和国」という近代国家の実現こそが、貧困からの脱出であった。ブルギバの実利主義的な国家の発展への取り組みとその精神は、ベン・アリ大統領にも受け継がれた。だが、それは単に引き継がれただけではなかった。市民はベン・アリ自身が率いる「前衛」政党に導かれ、その包括的な政治社会のもとで、ベン・アリ体制＝新共和制を「理性的に」支える存在となっていた。このとき、支持の調達メカニズムの背後には恐怖がある。人々が独裁者を恐れるのは、彼が「権力を握っているから」ではない。そうではなく、「権力をどのような基準で行使するのか予想できない」からである。市民は理性的であるがゆえに、別の道を考えることを放棄した。自らの既得権益を守るため、現行の政治社会体制を維持する賛同者に変貌を遂げていったのである。

現体制に多くの欠陥があっても、この体制は以前よりは、あるいは他国の権威主義体制よりは「より悪くない」という安堵感がある。貧困や不安定な生活に陥るのではないかという消極的な恐怖、それは、軍部独裁国家アルジェリアとカダフィ独裁体制のリビアと両大国に挟まれている地理的要素がチュニジアにおいて穏健な権威主義体制の維持に寄与していることも大きい。また、旧宗主国フランスやアメリカは、北アフリカのこの従順で穏健な小国の後ろ盾となって、同地域の「安定の要」として側面支援していたことも明らかとなるだろう。

本論の最終的な目標は、なぜチュニジアでは為政者は政権に長くとどまることができるのか、そしてなぜ権威主義体制が均衡となるのか、ということを探ることである。本研究は、予定調和的に民主主義国に“発展”していくという価値の収束から離れた、新しい統治の有効性に関する貴重な途上国研究となることを目標としている。チュニジアを通じて明らかにされる研究成果は、今後のアラブ諸国のみならず、世界中で持続し続けている権威主義体制のメカニズムを解明する上でも重要な貢献となると確信している。

### 3. 本論文の構成

本論は、二編で構成される。第一編では、民主化論の限界を示すために、従来の主要な民主化論の批判的検討を行う。第二編ではチュニジア政治の実証研究を行う。

各章の構成は以下の通りである。第一編第一章で、民主化論に批判的検討を加え、「移行学派」による研究の限界を指摘する。権威主義体制と、民主主義体制の両者を隔てるぼやけた線の上に、移行という「動態」論的視角を無理に当てはめることが疑問視され、民主主義の定着と権威主義体制の強度や持続性、制度に視点が移っていったことを説明する。当該社会が経てきた歴史、植民地となった被支配構造とその時代から引き継いだ考え方、文化、習慣、イデオロギー、受けてきた教育、信じるもの、宗教、そして未来の志向性等アクターの背後にあるものを一旦保留し、合理的選好を有するのみの原初的アクターの戦略と行動に注目した「アクター中心仮説」は、それ自体、科学としての「政治学」の進化に貢献した有意義な試みであった。だが、そこから抽出した理論では、いっこうに民主化が観察されなかったり、あるいは民主化しているとされる国も真の意味で民主化していないなど、現実には分析できないという問題を浮かび上がらせる。

第二章では、中東・北アフリカ地域における非民主化要因を歴史的、経済・社会的視点を加味して、比較政治学の観点、及び国際政治学的見地から掘り下げる。中東・北アフリカでは、国家の歴史的成り立ちや石油経済に強く影響を受けた政治経済・社会構造を分離して、民主化問題を論じることができないことを論証する。そしてレンティア国家論が、持続する権威主義体制の分析視角として有効であることを提起したい。

第二編では、以上の議論をふまえ、実証研究としてチュニジアに焦点を絞る。第三章では、1881年から1956年までの保護領から近代国家への道のりとブルギバ体制の全貌を歴史的に、かつ包括的に解明する。第四章でブルギバ体制、第五章でベン・アリ体制を歴史軸と空間軸から立体的に検討する。そして近代化する権威主義体制の実態について考察を行う。なぜベン・アリ大統領が安定した権威主義体制を築きあげることができているのか。特にチュニジアのレンティア国家論が、どの程度妥当するのかわかるか、検討を加える。

最後に、結論として「権威主義体制を近代化する」とはどういうことかを整理したい。

なお、本論において権威主義体制とは、おおまかな枠組みとして広く利用されているホワン・リンスの考えを一応踏襲しておくものとする<sup>13</sup>。何を民主主義とするかについては、さしあたり、

---

<sup>13</sup> Juan J.Linz, *Totalitarian and Authoritarian Regimes*, Boulder(Cal.),Lynne Reinner Publishers, 2000. かつて彼は「権威主義体制」を、以下のように定義した。第一に、「限定された多元主義」である。そこでは一定の多元性が認められ、体制の存続を脅かさない範囲で、政党、官僚、組合などの社会集団などに政治権力への参加が認められている。そして強力な支配集団と、政権交代の可能性が封じられた政治勢力の間で、統治権力の不均等配分があらかじめ設定されて

ロバート・ダールによるポリアーキー (Polyarchy) <sup>14</sup>を、民主化移行についてはポリアーキーへ至る過程と定義しておきたい。ただし、権威主義体制から民主主義体制へとする民主化論における価値判断や評価をひとまず脇におきたい。繰り返すが、本論が全行程を通じて試みるのは、チュニジア政治の具体的な状況認識に立ち返り、真実を明らかにすることであるからである。そして「権威主義体制を近代化するメカニズムの解明」という視座構造の転換と、そしてそれを検討するための分析視角を複線的かつ立体的に提示することであるからである。

---

いる。第二に、体制の統治原理に指導者個人や支配集団のメンタリティーが反映していることである。ここでのメンタリティーとは、知的に体系化された未来志向のイデオロギーとは異なり、現実的な利益の追求や過去への回帰思考を反映した感情的な思考や心情のことをさす。第三に、国民に対する消極的な政治動員である。全体主義的なイデオロギーを通じた社会統制を企図せず、むしろ民衆を政治に対する無関心に導く。なお、73年にオドンネルがラテンアメリカの政治体制を研究した著書の中で提示した軍部とテクノクラートが手を結んだ官僚主義的権威主義体制に関して、一言述べておきたい。1960年代～70年代にかけての輸入代替政策の行き詰まりによって、国際市場へのアクセスと開放を求め、工業化プロセスに向かって軍と官僚が手を結んだ政体を指すラテンアメリカの政治体制とは、チュニジアの様相は異なる。チュニジアに関しては、一党支配体制下の組合とのコーポラティズムや、軍の協力はこの分析に妥当しても、経済の自由化と民営化は、ヨーロッパ・地中海自由貿易地域への統合のプロセスであり、IMFや世界銀行、ヨーロッパ連合との関係において官僚主導の動きであって、軍は関係がない。Guillermo O'Donnell, *Modernisation and Bureaucratic Authoritarianism: Studies in South American Politics*, Berkeley(Cal.), Institute of International Studies, University of California, 1973., 拙著修士論文『チュニジアにおける独裁のシンドローム - その歴史的形過程と構造について - 』（早稲田大学大学院政治学研究科 2005年2月提出）、20, 75-76頁、およびMichel Camau, Vincent Geisser, *Le Syndrome autoritaire*, Paris, Presses de Sciences-Po, 2003, p.30.

<sup>14</sup> 少なくとも次の8つの条件を満たしていることをいう。①組織を形成し参加する自由、②表現の自由、③投票の自由、④公職への被選挙権、⑤政治指導者が民衆の支持・投票を求めて競争する権利、⑥多様な情報源、⑦自由かつ公正な選挙、⑧政府の政策を投票あるいはその他の要求の表現に基づかせるための諸制度、である。この8つの条件は、公的異議申し立て—自由化と、包括性—参加という2つの理論的次元を構成しているが、その二次元が十分に満たされた体制が「ポリアーキー」である。Robert A. Dahl, *Polyarchy – Participation and Opposition*, Yale University Press, 1971, pp.1-8. 高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』（三一書房、1981年）、6-13頁。第一章第2節の1において詳しく説明する。